

## 特 記 仕 様 書

工事名	旧光市立光総合病院解体工事
工事場所(住居表示)	光市虹ヶ浜2丁目10-1外

○図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房営繕部「建築物解体工事共通仕様書(令和5年度版)」(以下「解体共通仕様書」という)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和5年度版」による。

○特記仕様書の適用方法

項目に記載の表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。

特記事項について、( )は解体共通仕様書の記載内容を示し、【 】は解体共通仕様書以外の内容を含む。

■ 解体工事の範囲 病院1棟、外構工作物1式、看護師寮1棟、左記の基礎、建物内の各設備(電気、給排水、ガス等)の設備器具、機器、配線及び配管類等敷地内の工作物(解体建物に係る埋設配管を含む)についても指示する部分を除き全て撤去する。

■ 樹木の移植 なし

■ PCB含有調査及び調査結果の報告

名称	備考
シーリング材	調査し調査個所を図示すること
キュービクルコンデンサー内	調査し報告書を提出すること
照明器具	調査し報告書を提出すること

※機器類の報告書には器具メーカー等からの回答書を含めること

■ 石綿含有有無の分析調査結果(例示)

名称	調査結果など
分析方法	・JISA1481-1
分析結果報告	令和●年●月●●日
分析結果	・有(・レベル1・レベル2・レベル3)・無
(石綿含有の場合)	外壁
石綿含有箇所	アクリルシ吹付部の下地調整材

■ 家屋調査

周辺の家屋調査を行うこと。

木造建物A 70㎡以上130㎡未満 9棟、 非木造建物イ 200㎡未満 4棟

## 1 一般共通事項

### ① 提出書類

工事請負契約書に定めるもののほか、次のものを監督職員の指示に従い提出すること。

#### (1) 契約時

建設計画法に基づく書面

(・説明書(12条)・契約に係る書面(第13条及び省令4号))

#### (2) 着工時

工事用製本図面(工事用A1版)2部

「届出書」「分別解体等の計画等」(土木建築事務所等に提出)

#### (3) 完成時

工事写真(カラー・モノクロ版、電子データ共)

写真撮影は国土交通省大臣官房営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック」による。

完成図 2部

残置する工作物及び設備等がある場合、位置、種類等を配置図に記載すること。

### ② 施工図、施工計画書

提出した施工図及び施工計画書の著作に係る使用権は、発注者に移譲する。

### ③ 電気保安技術者(1.3.3)

必要に応じて配置する。

### ④ 事前措置【3.2.1】

工事範囲、敷地及び周辺環境、既存設備状況の確認、仮設計画図の作成

### ⑤ 技能士【1.5.2】

とび(足場)

### ⑥ 発生材の処理【1.3.10】

引渡しを要するもの ・PCB含有機器 ・PCB含有シリング材

再資源化等を図るもの ・特定建設資材廃棄物

### ⑦ 埋蔵文化財包蔵地

重機による採掘調査等の協力が求められた場合、掘削調査に協力すること。

### ⑧ 市内業者の下請活用

受注者は、本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合は、市内建設業者の活用に努めること。

## 2 仮設工事

### ① 指定仮設物等

・仮囲い ・シートゲート

② 騒音・粉じん等の対策【2.2.1】

・家屋調査 工事開始前に監督職員が指定した家屋の現況調査を行い、工事前と工事後に家屋の形状に変化がないように努める。

・騒音・振動測定

設置個所:敷地境界線1箇所(測定器設置場所は監督職員との協議による。)

躯体解体、基礎解体、杭抜き等、騒音・振動の発生が想定される工種の施工期間は、常時測定を行い、報告書を提出する。振動75db、騒音85dbを超えた場合は作業を中断し、作業従事者に指導を行い、騒音・振動の抑制に努める。

・散水

③ 足場等【2.2.2】

・枠組足場

※手すり先行工法に関するガイドライン別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

④ 工事用水

・構内既存施設は利用できない。

⑤ 工事用電力

・構内既存施設は利用できない。

⑥ 工事看板

・指示書による。目視、設計図書、発注者から貸与した調査報告書等により石綿含有の有無を確認し、監督職員に報告すること。石綿含有の有無に関わらず、調査結果を工事現場に提示すること。

⑦ 工事現場における掲示物など

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律等に基づき、必要な掲示物を工事現場に掲示すること。

⑧ 監督職員事務所等【2.3.1】

設けない。

3 解体施工

① 解体計画書

工事にあたって施工計画書を作成し監督職員の承認を得た後に着手すること。  
作業手順・日程等を施設管理者等に十分説明の上、施工のこと。

② 基礎等【3.9.1】

解体範囲は図示による。

③ 杭の解体【3.9.2】

地上引抜き工法により全長撤去する。

④ 砒素・ふっ素およびその化合物並びに油汚染土壌の処理

先に実施した土壌汚染調査の結果、一部の箇所を表層下 0.6m で砒素・ふっ素およびその化合物、同場所を表層下 5.0m で土壌の油臭が発見された。砒素・ふっ素およびその化合物が発見された箇所については監督職員が指定する範囲の表層土を掘削し適切に処理するとともに、油汚染土壌については本件の土壌汚染調査を実施した業者などに依頼し油汚染の範囲を特定し適切な処理を行うこと。

⑤ 埋戻し、盛土及び地均し【3.13.1】

解体後の埋戻し及び盛土を行い、荒整地を行う。

⑥ 舗装盤切断

切断作業中に発生する排水を回収し、産業廃棄物として適正に処理すること。

回収した排水を現場から搬出する場合は、搬出時点で排水の pH を測定し、その結果を写真等に記録すること。pH が 12.5 以上の場合には特別管理廃棄物となることに留意すること。なお pH の測定方法は携帯式簡易測定器で可とする。

処理施設、処理方法、運搬方法は任意とするが、産業廃棄物の種類、取扱いについては山口県環境生活部の取扱いに準ずること。

監督職員へマニフェストを掲示する際、併せて pH の測定結果の掲示を行うこと。

⑦ その他

- ・解体作業中は、散水を行い埃の発生を抑え、付近住民に迷惑を掛けないように努める。
- ・コンクリート等の解体は低騒音、低振動の圧砕機を使用して騒音防止に努める。
- ・解体発生時の産業廃棄物は、所定の手続きの上、適切に処分する。
- ・解体発生材の場外搬出の際、荷落し防止は勿論、タイヤ付着の土砂等で道路を汚さないこと。汚れる場合は常に清掃すること。
- ・搬出入車両等の通行に応じて交通誘導員による誘導を行い交通安全に努める。
- ・電気、上下水配管等の閉栓に行う手続きの他、工事の施工に必要な手続は請負業者が行うこと。
- ・基礎等の地下埋設物撤去は、埋戻しを行う前に確認を受け、撤去済みの写真を撮影すること。
- ・基礎撤去等(浄化槽撤去含む)による掘削後の埋戻しは、敷地内の良質土を使用し 30cm ごとに行う。
- ・解体前、解体後の全景写真を同じ場所から撮影すること。(2 方向)
- ・給水管の閉栓工事及び切断工事は、水道業者指定の専門業者が行う。
- ・重機の搬出入時及び解体材の搬出時は作業員等による誘導を行い、安全に努める。
- ・仮囲い外の工事の実施については、作業範囲をバリケード<sup>®</sup>で囲う等の安全対策を行って上で施工する。
- ・工事範囲内は、「解体後配置図」照会の上、真砂土{(7)100}敷き整地を行うこと
- ・境界プレート、杭は存置すること。解体工事により移動することが想定される箇所は復旧に備え測量しておくこと。

- ・その他、「現場説明書」の指示事項に従うこと。

#### 4 建設廃棄物の処理【4.4.1-4.5.1】

建設廃棄物ごとに処分する。

- ・がれき類(最終処分場【安定型】)
- ・ガラスくず(最終処分場【安定型】)
- ・廃プラスチック類(最終処分場【安定型】)及び中間処理
- ・塩ビ管及び継手(最終処分場【安定型】)
- ・金属くず(金属回収業者又は最終処分場【安定型】)
- ・建設汚泥(最終処分場【管理型】)及び中間処理
- ・アスファルト防水(最終処分場【安定型】)
- ・畳(最終処分場)及び中間処理
- ・石綿含有石膏ボード(最終処分場【管理型】)
- ・石綿含有建材(レベル3)(最終処分場【安定型】)
- ・ALC((最終処分場【安定型】)及び中間処理
- ・木毛セメント板(最終処分場【管理型】)
- ・石膏ボード(最終処分場【管理型】)及び中間処理

#### 5 特別管理産業廃棄物の処理(5.4.1)

- ・PCBを含む機器類の撤去(範囲:図示による)
- ・廃油の処理(範囲:図示による)廃油を事前に回収すること
- ・廃酸、廃アルカリの処理
- ・ダイキシン類の処理(範囲:図示による)
- ・廃石綿等(レベル1,2)(排出先:最終処分場【遮断型】)

#### 6 石綿含有建材の除去等

##### ① 一般事項

解体共通仕様書 6.1.2 に記載のある関係法令等に遵守し施工を行う。

石綿含有建材の調査報告書を貸与する。

##### ② 除去工事共通事項【6.2.1-6.2.6】

大気汚染防止法に基づき、調査結果を監督職員に説明し、工事看板に掲示すること。

作業管理者は、石綿作業主任者又は特定化学物質等作業主任者(平成18年3月以前の修了者)、専門工事者は「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の審査証明による技術を有すること。

##### ③ 石綿含有吹付け材の除去【6.3.1-6.3.4】

石綿含有材、含有部位、除去範囲は図示による。除去工法は解体共通仕様書 6.3.2 によ

る。上記によらない場合、石綿予防規則第 6 条ただし書きによる粉じん飛散防止に関し隔離措置と同等の措置と判断できる工法から選定すること。なお、飛散防止のために湿潤化することとする。

④ 石綿含有仕上塗材の除去

石綿含有材料、含有部位、除去範囲は図示による。除去工法は石綿予防規則第 6 条ただし書きによる粉じん飛散防止に関し隔離措置と同等の措置と判断できる工法から選定すること。

⑤ 石綿含有保温材等の除去(6. 4. 1-6. 4. 5)

石綿含有材料、含有部位、除去範囲は図示による。飛散防止のために湿潤化することとし、除去方法は原型のまま手ばらしとする。

病院棟 配管保管材(レベル 2) 撤去・処分水量 2,000m を見込む。

病院棟 配管エルボ(レベル 2) 撤去・処分水量 500 箇所を見込む。

病院棟 貫通孔断熱材(レベル 2) 撤去・処分水量 500 箇所を見込む。

⑥ 石綿含有成形板等の除去(6. 5. 1-6. 5. 5)

石綿含有材料、含有部位、除去範囲は図示による。

⑦ 届出書類等

関係法令等に基づき、施工計画書に作業計画の作成、調査結果の掲示、届出(発注者が行う届出の代理申請含む)を行うこと。

- ・「特定粉じん排出作業実施届出書」:保健所(工事開始 14 日前まで)
- ・「工事計画書」:管轄労働基準監督署(工事開始 14 日前まで)
- ・「建築解体等作業届出書」:管轄労働基準監督署(工事開始前まで)
- ・その他必要な届出

## 7 特殊な建設副産物の処理

① 事前措置

フロン回収:第 1 種フロン類回収業者の登録をしている業者が現地回収すること。

② 特殊な建設副産物の処理等(7. 3. 1)

フロン排出抑制法に基づき、対象となる設備機器の有無を確認し、監督職員へ説明すること。(フロン類の対象機器 ・パッケージ形空気調和機の冷媒 ・ルームコンディショナーの冷媒)

家電リサイクル法の対象となる設備機器は、同法に従いリサイクル(フロン類の回収を含む)を行うこと。

## 8 住民説明会の開催

工事開始前までに工事の概要について住民説明会を開催すること。